

令和 7 年 度

事業計画のあらまし

公益財団法人愛媛県市町振興協会

目 次

1 事業計画	1
2 交付金交付規程	7
(1) 基金交付金交付規程	7
(2) 基金交付金交付細則	8
・ 基金交付金決定通知書（様式第1号）	
・ 基金交付金支払申請書（様式第2号）	
・ 事業実績報告書（様式第3号）	
(3) 市町交付金交付規程	12
(4) 市町交付金配分基準	13
(5) 市町交付金交付細則	15
・ 基金交付金決定通知書（様式第1号）	
・ 基金交付金支払申請書（様式第2号）	
・ 事業実績報告書（様式第3号）	
(6) 地方財政法第32条に規定する事業	
・ 基金交付金交付規程第5条・市町交付金交付規程第4条関係	19
・ 基金交付金交付細則・市町交付金細則様式第3号関係	20
3 助成金交付要領	21
(1) 令和7年度市町振興に伴うイベント等助成金交付要領	21
(2) 令和7年度市町村職員中央研修所受講者助成金交付要領	29
(3) 令和7年度全国市町村国際文化研修所受講者助成金交付要領	31
(4) 令和7年度情報セキュリティ監査助成金交付要領	34
(5) 公益財団法人愛媛県市町振興協会災害支援金交付規程	38
(6) 令和7年度市町関係団体研修事業等助成金交付要領	40

4	長期貸付借入申込要領	-----	45
(1)	貸付対象事業	-----	45
(2)	貸付条件	-----	45
(3)	特約条項	-----	46
(4)	貸付日	-----	46
(5)	借入申込書の提出	-----	46
(6)	借入申込書類作成上の留意事項	-----	46
(7)	送金	-----	47
(8)	元利金払込	-----	47
(9)	償還年次表	-----	47
(10)	提出書類記載例	-----	48
	長期貸付借入申込書（様式第1号）	-----	49
	長期貸付借用証書（様式第6号）	-----	50

令和7年度事業計画書

市町の健全な発展を図り、県民の福祉の増進に資することを目的とし、定款第4条に定める事業を行う。

○公益目的事業

1 資金貸付事業(定款第4条第1項第1号)

県内20市町及び一部事務組合に対して、次の事業の地方債資金として貸付を行う。

■災害時における緊急融資事業及び災害防止対策事業

- ・暴風、豪雨、洪水、地震等、異常な自然現象に伴う災害に関連する事業
- ・大規模な火災、爆発等に伴う災害に関連する事業

■緊急に整備を要する施設等整備事業

- ・地域産業の振興に資する事業
- ・地域文化の振興に資する事業
- ・生活環境の整備に資する事業
- ・その他緊急に整備をすることが必要と認められる事業

(1) 長期貸付事業

① 貸付対象事業

愛媛県知事と協議し同意又は許可を受け、あるいは届出をしている一般会計債の事業とする。

② 貸付条件

■償還期間および利率

本協会基金等貸付細則附則第2条の規定の特例として、財政融資資金の貸付金利を基準として、理事長が定める貸付利率とする。ただし、当分の間、貸付利率は、年0.1%以上とする。

償還期間	据置期間	最近の貸付利率		
		R6.5	R6.3	R5.5
5年	1年	0.30%	0.30%	0.10%
10年	2年	0.40%	0.30%	0.30%
12年	2年	0.50%	0.30%	0.30%
15年	3年	0.70%	0.50%	0.30%

■償還方法 半年賦元金均等償還

■償還日 9月17日及び3月17日

■貸付対象事業 一般会計債の対象となる事業

■貸付予定枠 21億円 (愛媛県協会 20億円：全国協会 1億円)

■貸付日 令和7年5月26日、令和8年3月24日

【予算額】21億円(前年度：20億円)

【充当する財源】愛媛県からのふるさと振興資金交付金(サマージャンボ宝くじ)の積立金及び一般財団法人全国市町村振興協会からの借入金

(2) 短期貸付事業

① 貸付対象事業

当該年度内に行う必要がある緊急的な公共事業や災害防止対策事業とする。

② 貸付条件

■貸付利率

〔 本協会基金等貸付細則附則第2条の規定の特例として、財政融資資金の貸付金利を基準として、理事長が定める貸付利率とする。ただし、当分の間、貸付利率は、年0.1%以上とする。〕

■償還方法 一括償還証書貸付

■貸付期間 単年度貸付（年度内償還）

【予算額】 1 千円（前年度：1 千円）

【充当する財源】愛媛県からのふるさと振興資金交付金(サマージャンボ宝くじ)の積立金

2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業(定款第4条第1項第2号)

(1) 市町交付金

令和7年度新市町村振興宝くじ及びインターネット専用全国自治宝くじ「クイックワン（新市町村振興分）」の収益金のうち愛媛県から交付された交付金及び交付金から生ずる受取利息を財源として市町へ交付する。（交付金の対象事業は、地方財政法第32条に規定する事業で、交付を受けた市町は、市町が必要とする当該事業に充当する。）

【予算額】 269,946千円（前年度：285,560千円）

【充当する財源】愛媛県からのふるさと振興資金交付金(新市町村振興宝くじ及びクイックワン（新市町村振興分）)等

(2) 基金交付金

サマージャンボ宝くじ収益金をもって愛媛県が協会に交付する愛媛県交付金を積み立てる基金積立金を財源として市町へ交付する。（交付金の対象事業は、地方財政法第32条に規定する事業で、交付を受けた市町は、市町が必要とする当該事業に充当する。）

【予算額】 234,606千円（前年度：236,770千円）

【充当する財源】愛媛県からのふるさと振興資金交付金(サマージャンボ宝くじ)の積立金

3 市町振興助成事業(定款第4条第1項第3号)

(1) 市町の振興に伴うイベント等助成事業

市町の地域活性化に繋がるイベント及びシンポジウム、フォーラム、サミット等を開催した場合、市町が支出する経費の一部を助成する。

助成限度額は、1市町4,000千円（前年度：4,000千円）とする。

【予算額】 80,000千円（20市町）（前年度：80,000千円）

【充当する財源】愛媛県からのふるさと振興資金交付金(サマージャンボ宝くじ)の積立金及び基金運用益(貸付利息を含む。)

【内 訳】

事業費	助成限度額
200千円以上8,000千円未満	当該市町が支出した額の2分の1
8,000千円以上	4,000千円

(2) 情報セキュリティ監査助成事業

行政手続のオンライン化など電子自治体構築に向けた支援として、各市町が個人情報を含む各種情報資産及び情報システムの適切な運用・管理を徹底するために実施する情報セキュリティ及び情報漏洩対策に対して必要な経費の一部を助成する。

助成限度額は、1市町1,000千円（前年度：1,000千円）とする。

【予算額】 5,000千円（前年度：5,000千円）

【充当する財源】 愛媛県からのふるさと振興資金交付金(サマージャンボ宝くじ)の積立金及び基金運用益(貸付利息を含む。)

(3) メンタルヘルス対策事業助成金

県・市町が連携して精神科医・保健師による相談体制を整備し、単独で取り組むより少ない経費負担で、職員のメンタルヘルス対策の一層の充実強化を図るために実施する精神科医・保健師の共同設置の取組みに対して助成をする。

【予算額】 2,500千円（前年度：2,500千円）

【充当する財源】 基金運用益（貸付利息を含む。）

(4) 災害支援金

風水害、火災、地震、その他の災害（高潮、豪雪等）で、「災害救助法」の適用を受けた市町に対し災害支援金を支給する。

また、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定により激甚災害と指定された災害のうち、地域社会及び住民生活に及ぼす影響が甚大かつ長期にわたり、国及び都道府県による復興支援のための特別の措置が講じられるものに対し災害対策支援金を支給する。

【予算額】 2千円（前年度：2千円）

【充当する財源】 一般財団法人全国市町村振興協会の支援金及び愛媛県からのふるさと振興資金交付金（サマージャンボ宝くじ）の積立金

(5) 県・市町連携施策検討促進事業助成金

県と県内20市町と連携して各市町共通の将来推計（地域の未来予測）を作成し、県データダッシュボードシステムで公開する事業のうち、システムの維持管理・運用にかかるランニングコスト（市町負担分）に対して助成する。

【予算額】 1,386千円（新規）

【充当する財源】 愛媛県からのふるさと振興資金交付金(サマージャンボ宝くじ)の積立金及び基金運用益（貸付利息を含む）

4 市町職員等研修事業(定款第4条第1項第4号)

(1) 愛媛県研修所での研修事業

愛媛県研修所にて市町職員の階層別研修、専門研修及び県・市町職員合同研修を実施する。

【予算額】 6,580千円（前年度：6,580千円）

【充当する財源】 愛媛県からのふるさと振興資金交付金(サマージャンボ宝くじ)の積立金及び基金運用益(貸付利息を含む。)

(2) 市町職員研修事業

県内市町職員等を対象に、職員の資質及び能力の向上を図ることを目的とした研修会を実施する。

【予算額】 880千円（前年度：1,380千円）

【充当する財源】 愛媛県からのふるさと振興資金交付金(サマージャンボ宝くじ)の積立金及び基金運用益(貸付利息を含む。)

(3) 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）及び全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）の受講に係る助成

県内市町職員等が市町村職員中央研修所又は全国市町村国際文化研修所において受講した場合、研修期間に応じて受講に要する受講経費及び旅費の一部を市町に対して助成する。

【予算額】 8,000千円（前年度：8,000千円）

【充当する財源】 愛媛県からのふるさと振興資金交付金(サマージャンボ宝くじ)の積立金及び基金運用益(貸付利息を含む。)並びに全国市町村研修財団助成金

(4) 市町関係団体研修事業等に係る助成

県内市町の振興を積極的に図ることを目的として、愛媛県市長会・愛媛県町村会・愛媛県市議会議長会・愛媛県町村議会議長会が研修事業等を実施した場合、研修事業等に要する経費の一部を助成する。

助成限度額は1団体1,000千円（前年度：1,000千円）とする。

【予算額】 4,000千円（前年度：4,000千円）

【充当する財源】 愛媛県からのふるさと振興資金交付金(サマージャンボ宝くじ)の積立金及び基金運用益(貸付利息を含む。)

5 市町の振興に関する情報提供事業(定款第4条第1項第5号)

(1) 愛媛県市町要覧の発行

県内市町の行財政等の概況を掲載した「愛媛県市町要覧」を発行する。

【予算額】 500千円（前年度：500千円）

【充当する財源】 基金運用益（貸付利息を含む。）

(2) 市町振興のための資料の配付

県内市町の財政健全化を図ることを目的として、各種冊子を購入し、各市町へ配付する。

【予算額】 130千円（前年度：130千円）

【充当する財源】 基金運用益（貸付利息を含む。）

(3) 地域づくり情報誌発行事業

市町振興に資する地域づくり情報誌「舞たうん」の編集（年3回 各2,500部）の配布（全国各地の「地域活性化好事例」紹介）及び地域活性化イベントポータルサイト「えひめイベントBOX」の運営を公益財団法人えひめ地域活力創造センターに委託し、愛媛県内外へ情報発信する。

【予算額】 4,404千円（前年度：3,904千円）

【充当する財源】 基金運用益（貸付利息を含む。）

○その他事業

1 市町関係団体等への助成及び寄附

(1) 愛媛県市長会・愛媛県町村会を経由して行う助成

① (一財) 地域活性化センター年会費に係る助成

県市長会 1, 540千円 (@200千円×11市×0.7)

県町村会 630千円 (@100千円×9町×0.7)

【予算額】 2, 170千円 (前年度: 2, 170千円)

【充当する財源】 貸付利息

② 日本貿易振興機構(ジェトロ) 愛媛貿易センター運営負担金に係る助成

県市長会 2, 496千円

県町村会 145千円

【予算額】 2, 641千円 (前年度: 2, 462千円)

【充当する財源】 貸付利息

③ 松山空港利用促進協議会負担金に係る助成

県市長会 500千円

県町村会 500千円

【予算額】 1, 000千円 (前年度: 1, 000千円)

【充当する財源】 貸付利息

④ 自転車新文化推進協会負担金に係る助成

県市長会 1, 100千円 (@100千円×11市)

県町村会 900千円 (@100千円×9町)

【予算額】 2, 000千円 (前年度: 2, 000千円)

【充当する財源】 愛媛県からのふるさと振興資金交付金(サマージャンボ宝くじ)の積立金及び基金運用益(貸付利息を含む。)

⑤ 第76回全国植樹祭えひめ2026協賛金に係る助成(令和7年度のみ)

県市長会 550千円 (@50千円×11市)

県町村会 450千円 (@50千円×9町)

【予算額】 1, 000千円(新規)

【充当する財源】 愛媛県からのふるさと振興資金交付金(サマージャンボ宝くじ)の積立金及び基金運用益(貸付利息を含む。)

(2) 地域医療・総合診療学講座への寄附

へき地を含む地域医療に関する研究拠点とし、現場のニーズに即したへき地を含む地域医療に関する研究を行うとともに、その研究成果の普及を行い、地域医療の向上に寄与することを目的とし、愛媛大学医学部に設置された地域医療・総合診療学講座の運営に必要な令和7年度の経費の一部を愛媛大学へ寄附する。

【予算額】 5, 333千円 (前年度: 5, 333千円)

【充当する財源】 愛媛県からのふるさと振興資金交付金(サマージャンボ宝くじ)の積立金

2 市町村振興宝くじに係る広報宣伝事業

市町村振興宝くじ（サマージャンボ・ハロウィンジャンボ及びクイックワン）の県内での売上促進を図るため、ポスター、デジタル広告等を活用して、効果的な広報宣伝を行う。

■市町広報へのPR記事掲載依頼

■「宝くじ公式サイト」PR活動の実施

■ポスターによるPRの実施

■本協会ホームページ及びSNS又はデジタル広告を活用したPRの実施

■その他（上記以外を活用したPRの実施）

【予算額】 1, 568千円（前年度：2, 268千円）

【充当する財源】 貸付利息

3 業務運営の円滑化等

（１） 各関係団体との連携について

愛媛県、市長会、市議会議長会、町村会、町村議会議長会等の各関係団体との連携を図るとともに他県の市町村振興協会とも協力し、業務運営の円滑化を図る。

（２） ホームページの活用について

協会の事業や活動成果などの情報をわかりやすく発信するとともに協会運営の透明性を高めるためのホームページの活用に努める。

公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程

平成 19 年 2 月 20 日 制 定（規程第 1 号）

平成 20 年 2 月 19 日 一部改正（規程第 3 号）

平成 24 年 3 月 29 日 一部改正（規程第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が、市町村振興宝くじの収益金をもって愛媛県が協会に交付する愛媛県交付金を積み立てる基金積立金を財源として、市町に交付する市町交付金について、必要な事項を定めるものとする。

（交付金の名称）

第 2 条 交付金の名称は、「基金交付金」とする。

（基金交付金の額）

第 3 条 基金交付金の額は毎年度 2 億円とサマージャンボ宝くじに係る収益金等をもって愛媛県が協会に交付する前年度の交付金額の 100 分の 10 に相当する額との合計額を上限とし、当該年度の収支予算でこれを定める。

（市町への配分基準）

第 4 条 基金交付金の市町への配分については、公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金配分基準に定めるところにより算出する。ただし、人口については、前年度末日現在の住民基本台帳人口を適用する。

（基金交付金の対象事業）

第 5 条 基金交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業で、市町が必要とするものとする。

（会計処理）

第 6 条 協会は、基金交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

（基金交付金を受けた市町の報告）

第 7 条 基金交付金の交付を受けた市町は、その使途について協会に報告するものとする。

（補則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成 19 年規程第 1 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規程第 3 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規程第 1 号）

この規程は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付細則

平成 19 年 2 月 20 日 制 定 (細則第 1 号)

平成 24 年 3 月 30 日 一部改正 (細則第 1 号)

平成 30 年 2 月 2 日 一部改正 (細則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程（以下「規程」という。）

第 8 条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付する基金交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の単位)

第 2 条 基金交付金（均等割額及び人口割額の合計額）の単位は、千円単位とし、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(基金交付金の交付時期)

第 3 条 協会は、基金交付金を当該年度の 6 月 30 日までに市町に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第 4 条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第 1 号の基金交付金決定通知書により市町に通知するものとする。

(基金交付金の支払申請)

第 5 条 前条の通知を受けた市町は、様式第 2 号の基金交付金支払申請書により基金交付金の支払を申請するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第 6 条 規程第 7 条に規定する基金交付金の交付を受けた市町は、交付金を受けた翌年度の 5 月 31 日までに、基金交付金の使途について、様式第 3 号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

附 則（平成 19 年細則第 1 号）

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年細則第 1 号）

この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

附 則（平成 30 年細則第 2 号）

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

各市町長 様

公益財団法人愛媛県市町振興協会
理 事 長



基金交付金決定通知書

年度公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金を本協会基金交付金交付規程に基づき、
下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付年月日 年 月 日

3 留意事項

- (1) この基金交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業であること（別紙参照）。
- (2) 基金交付金の支払申請・実績報告等の事務手続きは、基金交付金交付細則によること。
- (3) この基金交付金の支払申請は、 年 月 日までにを行うこと。

発第 号
年 月 日公益財団法人愛媛県市町振興協会
理 事 長 様

市 町 長 印

基金交付金支払申請書

年 月 日付 発第 号で通知のあった 年度公益財団法人愛媛県市町振興協会
基金交付金について基金交付金交付細則第5条の規定に基づき、下記のとおり支払を申請します。

記

1 支払申請金額 _____ 円

2 振 込 先 _____ 銀行 _____ 支店

預金種目 普通・その他 (_____)

口座番号 _____

(フリガナ)

名 義 人 _____

3 事業計画 別添のとおり

事業種目	事業名	充 当 額
		円
		円

(注) 事業種目については、別紙の「地方財政法第32条に規定する事業」の12項目から選択
して事業番号を記入して下さい。

公益財団法人愛媛県市町村振興協会市町交付金交付規程

平成 13 年 11 月 5 日 制 定 (規程第 1 号)

平成 17 年 2 月 21 日 一部改正 (規程第 8 号)

平成 24 年 3 月 29 日 一部改正 (規程第 2 号)

令和 5 年 11 月 1 日 一部改正 (規程第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人愛媛県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町に配分する市町交付金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第 2 条 市町交付金は、新市町村振興宝くじ及びインターネット専用全国自治宝くじの新市町村振興分（9 月発売回号分）の収益金のうち本県分全額を都道府県が協会に交付する交付金を財源とする。

(市町への配分基準)

第 3 条 市町交付金の市町への配分については、協会が客観的な指標等により、別に定める配分基準によって行う。

(交付金の対象事業)

第 4 条 市町交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業で、市町が必要とするものとする。

(会計処理)

第 5 条 協会は、市町交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(預金利息等)

第 6 条 市町交付金の預金から生じる利息等は、収支予算に計上して、市町交付金に編入するものとする。

(交付金を受けた市町の報告)

第 7 条 市町交付金の交付を受けた市町は、その使途について協会に報告するものとする。

(補 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成 13 年規程第 1 号)

この規程は、平成 13 年 11 月 5 日から施行する。

附 則 (平成 17 年規程第 8 号)

この規程は、財団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

附 則 (平成 24 年規程第 2 号)

この規程は、公益財団法人愛媛県市町村振興協会の移行の登記の日から施行する。

附 則 (令和 5 年規程第 3 号)

この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

市 町 交 付 金 配 分 基 準

平成14年 2 月19日

平成16年 2 月24日 改正

平成17年 2 月21日 改正

平成24年 3 月30日 改正

平成29年 2 月 9 日 改正

令和 5 年11月 1 日 改正

公益財団法人愛媛県市町村振興協会市町交付金交付規程（以下「交付規程」という。）

第 3 条の規定に基づく新市町村振興宝くじ及びインターネット専用全国自治宝くじの新市町村振興分（9月発売回号分）の収益金による市町交付金の配分基準は、次に定めるところにより算出する。

- ・ 交付金の総額のうち、2分の1を均等割、2分の1を人口割とする。
- ・ 人口は、発売年度の9月末日における住民基本台帳を適用する。
- ・ 均等割の市町数については、平成18年度分から市町合併に伴い激変緩和措置として10年間、別表のとおり算出する。

ただし、平成17年度分までの市町数は、70市町とし、算出した均等割額は、合併後の市町へ併せて交付する。

附 則

この配分基準は、財団法人愛媛県市町村振興協会市町交付金交付規程（平成13年11月5日理事会議決）に基づき平成14年2月19日から施行し、平成13年度分から適用する。

附 則

この配分基準は、平成16年2月24日から施行し、平成15年度分から適用する。

附 則

この配分基準は、財団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

附 則

この配分基準は、公益財団法人愛媛県市町村振興協会の移行の登記の日から施行する。

附 則

この配分基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この配分基準は、令和5年11月1日から施行する。

別 表

交 付 金 配 分 の 市 町 数 の 算 定

均等割の基準となる市町数を算出するに当たり、合併により減少した市町村数（ α ）を毎年度 10 分の α ずつ段階的に減少させていくこととする。

計算方式

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 平成 18 年度 | $N - (1 \times \alpha \div 10)$ |
| (2) 平成 19 年度 | $N - (2 \times \alpha \div 10)$ |
| (3) 平成 20 年度 | $N - (3 \times \alpha \div 10)$ |
| (4) 平成 21 年度 | $N - (4 \times \alpha \div 10)$ |
| (5) 平成 22 年度 | $N - (5 \times \alpha \div 10)$ |
| (6) 平成 23 年度 | $N - (6 \times \alpha \div 10)$ |
| (7) 平成 24 年度 | $N - (7 \times \alpha \div 10)$ |
| (8) 平成 25 年度 | $N - (8 \times \alpha \div 10)$ |
| (9) 平成 26 年度 | $N - (9 \times \alpha \div 10)$ |
| (10) 平成 27 年度 | $N - \alpha$ |

N : 合併前市町村数

α : 合併により減少した市町村数

※市町数は、前年度の 9 月末日現在の市町数を算定の基礎とする。

市 町 交 付 金 交 付 細 則

平成 14 年 2 月 19 日 制 定 (細則第 1 号)
平成 15 年 2 月 18 日 一部改正 (細則第 1 号)
平成 17 年 2 月 21 日 一部改正 (細則第 3 号)
平成 24 年 2 月 30 日 一部改正 (細則第 2 号)
平成 25 年 2 月 5 日 一部改正 (細則第 1 号)
平成 30 年 2 月 2 日 一部改正 (細則第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程（以下「規程」という。）第 8 条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付する市町交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の単位)

第 2 条 市町交付金の単位は、1 円単位とする。

(預金利息等の取扱い)

第 3 条 市町交付金の預金から生じる利息等は、交付金と合せて交付するものとする。

(交付金の交付時期)

第 4 条 協会は、市町交付金を当該年度の 3 月 31 日までに市町に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第 5 条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第 1 号の市町交付金決定通知書により市町に通知するものとする。

(交付金の支払申請)

第 6 条 前条の通知を受けた市町は、様式第 2 号の市町交付金支払申請書により交付金の支払を申請するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第 7 条 規程第 7 条に規定する市町交付金の交付を受けた市町は、交付金を受けた翌年度の 5 月 31 日までに、市町交付金の使途について、様式第 3 号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

附 則 (平成 13 年細則第 1 号)

この細則は、平成 14 年 2 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 15 年細則第 1 号)

この細則は、平成 15 年 2 月 18 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 17 年細則第 3 号)

この細則は、財団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

附 則 (平成 24 年細則第 2 号)

この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

附 則 (平成 25 年細則第 1 号)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年細則第 1 号)

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

公益財団法人愛媛県市町振興協会
理事長

年度公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金を本協会市町交付金交付規程に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

1 交付決定額 _____ 円

2 交付年月日 年 月 日

- (1) この交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業であること（別紙参照）。
- (2) 交付金の支払申請・実績報告等の事務手続きは、市町交付金交付細則によること。
- (3) この交付金の支払申請は、 年 月 日までにを行うこと。

発第 号
年 月 日公益財団法人愛媛県市町振興協会
理 事 長 様

市 町 長 ㊟

市 町 交 付 金 支 払 申 請 書

年 月 日付 発第 号で通知のあった 年度公益財団法人愛媛県市町振興協会
市町交付金について市町交付金交付細則第6条の規定に基づき、下記のとおり支払を申請します。

記

1 支払申請金額 _____ 円

2 振 込 先 _____ 銀行 _____ 支店

預金種目 普通・その他 (_____)

口座番号 _____

(フリガナ)

名 義 人 _____

3 事 業 計 画 別添のとおり

事業種目	事 業 名	充 当 額
		円
		円

(注) 事業種目については、別紙の「地方財政法第32条に規定する事業」の12項目から選択
して事業番号を記入して下さい。

公益財団法人愛媛県市町振興協会
理 事 長 様

市 町 長 ㊟

事 業 実 績 報 告 書

年度公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金の使途について、市町交付金交付細則第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 交付金額 _____ 記
円

2 使 途

事業種目	事 業 名	充 当 額
		円
		円

(注) 1 事業種目については、別紙の「地方財政法第32条に規定する事業」の12項目から選択して事業番号を記入して下さい。

2 使途が確定していないため、翌年度に繰り越す場合などは、その趣旨を事業種目の欄に記入して下さい。

地方財政法第32条に規定する事業

(基金交付金交付規程第5条・市町交付金交付規程第4条関係)

1 事業

(1) 公共事業

- (2) 公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

2 総務省令で定める事業

地方財政法第32条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であって、第1号及び第11号については令和9年度までの間に、第2号、第7号から第9号までについては令和11年度までの間に、第3号から第6号まで及び第10号については令和10年度までの間に行われるものとする。

一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業

二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業

三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業

四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業

五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業

六 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業

七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業

八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業

九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業

十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業

十一 令和9年に開催されるワールドマスターズゲームズ2027 関西の準備及び運営に係る事業

地方財政法第32条に規定する事業

(基金交付金交付細則・市町交付金細則様式第3号関係)

公 共 事 業

(事業 1) 公共事業

公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

(事業 2) 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業

(事業 3) 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業

(事業 4) 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業

(事業 5) 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業

(事業 6) 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業

(事業 7) 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業

(事業 8) 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業

(事業 9) 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業

(事業 10) 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業

(事業 11) 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業

(事業 12) 令和9年に開催されるワールドマスターズゲームズ2027 関西の準備及び運営に係る事業

令和7年度市町振興に伴うイベント等助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、県内市町の振興に伴う事業の一助として、市町が地域活性化につながるイベント及びシンポジウム、フォーラム、サミット等（以下「イベント等」という。）の開催に要する経費を助成する。

2 助成の対象

助成の対象となるイベント等は、次のいずれにも該当するものとする。

なお、イベント等が終了したものに限るものとし、理由の如何にかかわらず、中止の場合は対象としない。

(1) 市町またはイベント等を実施する民間団体に補助する市町に対して助成する。

民間団体とは ① 地域の自治会等

② 商工、農・林・漁業協同組合等の産業経済団体

③ 文化協会、体育協会等の文化スポーツ団体

④ 地域づくり団体、実行委員会、協議会等

⑤ その他市町が認める団体

(2) 市町の振興、活性化につながることを目的としたものとする。

(3) 営利は目的としないことを原則とする。

3 助成金額

(1) 助成限度額は、1市町400万円とする。

(2) 協会は、1イベント等につき市町が20万円以上支出した額の2分の1で400万円を限度として助成する。ただし、イベント等の収支決算において不用額（繰越額）が生じた場合は、市町が支出した額から不用額（繰越額）を減額した額の2分の1を助成する。

なお、助成金に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(3) 上記(2)により計算された額が10万円未満の場合は助成しない。

[助成金]

1イベント等につき 10万円 ～ 400万円

内 訳

事業費	助成限度額
20万円以上800万円未満	イベント等に市町が支出した額の2分の1
800万円以上	400万円

4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、イベント等を実施する2週間前までに協会に交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

6 助成金の変更交付申請

市町は、助成金の交付決定を受けたイベント等について、助成金の額が変更となる場合、あらかじめ協会に変更交付申請書（様式第2号）を提出するものとする。

7 助成金の変更交付決定

協会は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

8 助成金の請求及び実績報告

市町が助成金を請求するときは、イベント等の終了後、1箇月以内に助成金交付請求書（様式第3号）及び実績報告書（様式第4号）、また、イベント等に関する書類を添えて協会に提出しなければならない。

9 助成金の交付

協会が前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を当該市町に交付するものとする。

10 記録報告書の提出

市町及び当該市町から補助の交付を受けた民間団体は、シンポジウム、フォーラム、サミットについては、終了後、速やかに「記録報告書」を作成し、協会に提出するものとする。

11 その他

この要領に規定するもののほか必要な事項は、理事長がその都度定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号

令和7年度市町振興に伴うイベント等助成金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人愛媛県市町振興協会理事長 様

住 所
市町長名

印

令和7年度において『〇〇〇〇〇』を下記のとおり実施したいので、令和7年度市町振興に伴うイベント等助成金交付要領4の規定により、助成金〇〇〇千円を交付されるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 イベント等の目的
- 2 イベント等実施計画書
- 3 収支予算書（別紙様式）
- 4 担当連絡先
課 職氏名
連絡先
e-mail
- 5 その他

※ 民間団体に対して市町が補助する場合は、市町への補助金交付申請書（関係書類含む）及び市町の補助金交付決定通知書を提出。

様式第 2 号

令和 7 年度市町振興に伴うイベント等助成金変更交付申請書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人愛媛県市町振興協会理事長 様

住 所
市町長名



令和 7 年度において『〇〇〇〇〇』を令和 年 月 日付け発第 号で申請し、交付決定の通知をいただいたところですが、その後、別紙「収支決算書」のとおり、「収支予算書」の額に変更が生じましたのでご報告申し上げますとともに、改めて令和 7 年度市町振興に伴うイベント等助成金交付要領 6 の規程により助成金〇〇〇千円を交付されますよう関係書類を添えて申請いたします。

記

収支決算書（別紙様式）

様式第3号

令和7年度市町振興に伴うイベント等助成金交付請求書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人愛媛県市町振興協会理事長 様

住 所
市町長名 ㊞

令和 年 月 日付け指令第 号で、交付決定の通知があった令和7年度市町振興に伴うイベント等助成金について、令和7年度市町振興に伴うイベント等助成金交付要領8の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

請求金額 円

(注) 貴市町の振込金融機関名、本支店名、預金種目、口座番号、口座名(フリガナ)をお書き添えください。

令和7年度市町振興に伴うイベント等助成事業実績報告書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人愛媛県市町振興協会理事長 様

住 所
市町長名

印

標記事業を終了しましたので、令和7年度市町振興に伴うイベント等助成金交付要領8の規定により、関係書類を添えてその実績を報告いたします。

記

1 事業名

2 イベント等事業に市町が支出した額 円

3 事業成果報告書（別添）

4 添付書類

① 【市町の財源だけの場合】

・精算書(市町長の証明)及び収支整理簿(市町長の証明)。

【民間団体に対して市町が補助する場合】

- ・民間団体から市町長宛の実績報告書
- ・一般財源からの支出証書及びその受入証書の写し(市町長の証明)
- ・精算書(市町長の証明)
- ・事業費(収支)の裏付けとなるもの(通帳「名義・口座番号・収支」)の写し(市町長の証明)。

② 委託契約事業の場合は、その契約書の写し(市町長の証明)。

(民間団体と委託契約の場合は、市町が補助する場合と同様の添付書類を提出。)

③ 事業のポスター、チラシ、写真。

④ その他、理事長が必要と認める書類。

令和 7 年度市町振興に伴うイベント等助成事業成果報告書

市 町 名		事 業 主 体	
事 業 名			
事業実施期間	令和 年 月 日		
事業実施場所			
総 事 業 費			
	円		
	財源内訳	・ 一般財源	円
		・ 入場料(チケット売上等)	円
		・ 補助金	円
		・ 寄付金	円
	・ その他	円	
事業の内容 (結 果)			

〈参 考〉

様式第1号、第2号及び第4号の収支予算書・決算書の様式例は、下記のとおり。

[収支予算書]

〈収入の部〉

項 目	金 額	説 明
支 出 金	円	一般財源から支出 (うち(公財)愛媛県市町振興協会助成金〇〇〇〇円)
入 場 料		
補 助 金		
寄 付 金		
そ の 他		
計		

〈支出の部〉

項 目	金 額	説 明
報 償 費	円	
〇 〇 〇		
〇 〇 〇		
〇 〇 〇		
〇 〇 〇		
計		

[収支決算書]

〈収入・支出の部〉

項 目	予 算 額	決 算 額	説 明
〇〇〇〇	円	円	
〇〇〇〇			
〇〇〇〇			
〇〇〇〇			
〇〇〇〇			
計			

※ 決算額の内訳を説明欄に詳細に記する。

令和7年度市町村職員中央研修所受講者助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町（一部事務組合を含む。）職員等の能力の向上を図ることを目的として、市町職員等が、市町村職員中央研修所で受講した場合に市町に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を助成する。

2 助成金額

(1) 受講経費助成金

助成金は、市町が市町村職員中央研修所に納入した研修受講経費の金額とする。

(2) 旅費助成金

研修参加に伴う旅費として、1人当たり40,000円を助成する。

3 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、協会に交付申請書（別記様式）を提出するものとする。

なお、この交付申請書は、当該受講者の研修終了後に行うものとし、申請書には、市町村職員中央研修所から交付される修了証書の写（特別セミナーの受講者は除く。）を添付するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式

令和 7 年度市町村職員中央研修所受講者助成金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人愛媛県市町振興協会理事長 様

住 所
市町長名 ㊞

当市町の職員が、令和 7 年度市町村職員中央研修所において、下記のとおり受講したので、令和 7 年度市町村職員中央研修所受講者助成金交付要領 3 の規定により、受講者助成金を交付されるよう申請いたします。

記

受講者氏名		研 修 科 目 名		研 修 期 間		助 成 額	
				日間 自 . . . } 至 . . . }		円	
				日間 自 . . . } 至 . . . }		円	
				日間 自 . . . } 至 . . . }		円	
				日間 自 . . . } 至 . . . }		円	
				日間 自 . . . } 至 . . . }		円	
旅 費		4 0 , 0 0 0 円 × 人				円	
計						円	
振込先金融機関名		本支店名	預金種目	口座番号		振込先口座名(フリガナ)	

令和 7 年度全国市町村国際文化研修所受講者助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町（一部事務組合を含む。）職員等の国際化対応能力の向上を図ることを目的として、市町職員等が、全国市町村国際文化研修所で受講した場合に市町に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を助成する。

2 助成金額

(1) 受講経費助成金

助成金は、市町が全国市町村国際文化研修所に納入した研修受講経費の金額（ただし、海外研修費を除く。）とする。

(2) 旅費助成金

研修参加に伴う旅費として、1人当たり20,000円を助成する。

ただし、e-learning等の旅費を伴わない研修については助成しない。

3 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、協会に交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

なお、この交付申請書は、当該受講者の研修終了後に行うものとし、申請書には、全国市町村国際文化研修所から交付される修了証書の写又は受講証明書の写（特別セミナーの受講者は除く。）を添付するものとする。

また、短期間の研修により修了証書及び受講証明書が発行されない場合については、受講証明書発行依頼書（様式第2号）でもって、当該市町から全国市町村国際文化研修所に依頼するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号

令和 7 年度全国市町村国際文化研修所受講者助成金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人愛媛県市町振興協会理事長 様

住 所
市町長名 印

当市町の職員が、令和 7 年度全国市町村国際文化研修所において、下記のとおり受講したので、令和 7 年度全国市町村国際文化研修所受講者助成金交付要領 3 の規定により、受講者助成金を交付されるよう申請いたします。

記

受講者氏名		研 修 名		研 修 期 間		助 成 額	
				日間 自 . . . } 至 . . . }		円	
				日間 自 . . . } 至 . . . }		円	
				日間 自 . . . } 至 . . . }		円	
				日間 自 . . . } 至 . . . }		円	
				日間 自 . . . } 至 . . . }		円	
旅 費		2 0 , 0 0 0 円 ×		人		円	
計						円	
振込先金融機関名		本支店名	預金種目	口座番号		振込先口座名(フリガナ)	

様式第2号

令和7年度全国市町村国際文化研修所受講証明書発行依頼書

令和 年 月 日

全国市町村国際文化研修所学長 様

住 所
市町長名

㊞

受講証明書の発行について（依頼）

標記のことについて、下記受講者の受講証明書の発行を依頼いたします。

記

1 研 修 名 :

2 研 修 期 間 :

3 団 体 名 :

4 所 属 :

5 氏 名 :

6 理 由 :

令和7年度情報セキュリティ監査助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、行政手続のオンライン化など電子自治体構築に向けた支援として、各市町が個人情報を含む各種情報資産及び情報システムの適切な運用・管理を徹底するために実施する情報セキュリティ対策及び情報漏洩対策に対して必要な経費の助成を行う。

2 助成の対象

助成の対象は、各市町で運用管理している情報システムのセキュリティ及び情報漏洩対策を点検・評価し改善していくために、各市町が外部監査機関に委託して実施する「情報セキュリティ監査」に要する経費とする。

3 助成金額

協会は、予算の範囲内において、1市町につき100万円を限度として「情報セキュリティ監査」実施に必要な経費の2分の1を助成する。ただし、助成金に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、監査を実施する1月前までに協会に交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を県と協議のうえ審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

6 助成金の請求及び実績報告

助成金の交付決定を受けた市町が、助成金を請求するときは、監査終了後、助成金交付請求書（様式第2号）及び実績報告書（様式第3号）を協会に提出しなければならない。

7 助成金の交付

協会は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を当該市町に交付するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号

令和7年度情報セキュリティ監査助成金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人愛媛県市町振興協会理事長 様

住 所
市町長名

㊞

令和7年度において情報セキュリティ監査を下記のとおり実施したいので、令和7年度情報セキュリティ監査助成金交付要領4の規定により、助成金〇〇〇千円を交付されるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 情報セキュリティ監査を委託する監査法人等の名称
- 2 監査期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 監査内容
 - ① 監査対象情報システム
 - ② 監査内容（侵入検査、規程監査等具体的に記入してください。）
 - ③ その他
- 4 経費内訳
- 5 その他

様式第2号

令和7年度情報セキュリティ監査助成金交付請求書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人愛媛県市町振興協会理事長 様

住 所
市町長名

印

令和 年 月 日付け指令第 号で、交付決定の通知があった令和7年度情報セキュリティ監査助成金について、令和7年度情報セキュリティ監査助成金交付要領6の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

請求金額 円

(注) 貴市町の振込み金融機関名、本支店名、預金種目、口座番号、口座名（フリガナ）をお書き添えください。

令和7年度情報セキュリティ監査実績報告書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人愛媛県市町振興協会理事長 様

住 所
市町長名

㊞

令和 年 月 日から 月 日までの間情報セキュリティ監査を実施したので、令和7年度情報セキュリティ監査助成金交付要領6の規定により、関係書類を添えてその実績を報告いたします。

記

- 1 事業の実績
- 2 収支決算書
- 3 その他

<参考>

◇ 交付要領6の関係書類は下記のとおり

- ① 契約書、請求書、領収書等の写し（市町長の証明）。
（ただし、振替支出の場合は、支出証書及び請求書（市町長の証明）。）
- ② 監査終了報告書（監査結果は不要）。
- ③ その他、理事長が必要と認める書類。

公益財団法人愛媛県市町振興協会災害支援金交付規程

平成30年11月1日 制定（規程第1号）

（趣旨）

第1条 地震、風水害、火災その他の大規模災害が発生した県内市町に対し、その復旧対策の促進が図られるよう災害支援金を交付する。

（対象市町）

第2条 災害支援金は、次のいずれかに該当する市町に交付する。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町
- (2) 災害の実情により理事長が特に認めた市町

（災害支援金の額）

第3条 災害支援金の額は、次に掲げる住家が全壊した棟数（以下、「全壊棟数」という。）に応じた額を基準として、市町ごとに積算するものとする。

ただし、全壊棟数が30棟未満でも、全壊棟数が25棟以上で、一部損壊や床下浸水の被害が甚大であるなど、その災害の実情により理事長が特に認める場合には、全壊棟数を30棟として取り扱うことができる。

全壊棟数	災害支援金の額
30棟以上 ～ 40棟未満	30万円
40棟以上 ～ 50棟未満	40万円
50棟以上 ～ 60棟未満	50万円
60棟以上 ～ 80棟未満	60万円
80棟以上 ～ 100棟未満	80万円
100棟以上 ～ 150棟未満	100万円
150棟以上 ～ 200棟未満	150万円
200棟以上 ～ 300棟未満	200万円
300棟以上 ～	300万円

- 2 前項のほか、災害の実情により半壊は2分の1、床上浸水は3分の1をそれぞれ全壊棟数に加算する。
- 3 第1項及び第2項のほか、全壊棟数が30棟以上で、死者及び行方不明者がある場合には、死者及び行方不明者1名につき5万円を加算する。
- 4 全壊棟数を早期に把握することが困難である場合には、住家の棟数をもって災害支援金の額を定める。
- 5 災害支援金の最高限度額は、1市町ごとに総額500万円とする。

(大規模災害等の特例)

第4条 大規模な災害等で前条各項により処理し難い場合は、その災害の実情、社会的影響等を勘案し、別途対応するものとする。

(災害支援金の交付)

第5条 理事長は、市町への災害支援金の交付を決定した場合は、当該市町へ通知の上、速やかに交付するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行し、平成30年4月1日以降に発生した災害から適用する。

令和 7 年度市町関係団体研修事業等助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町の振興を積極的に図ることを目的として、愛媛県市長会、愛媛県町村会、愛媛県市議会議長会及び愛媛県町村議会議長会（以下「関係団体」という。）が研修事業等を実施する場合に、その実施に要する経費を助成する。

2 助成の対象

助成の対象となる事業は、次のとおりとする。

- ① 市町の振興を図るための研修事業
- ② その他協会が助成金の交付の趣旨を達成するため特に必要と認める事業

3 助成金額

助成金は、予算の範囲内において、助成対象事業の実施に要する経費の 10 分の 10 以内とし、1 団体当たり総額 100 万円を限度とする。

4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する関係団体は、助成金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、協会に提出するものとする。

5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該団体に通知するものとする。

6 助成金の変更交付申請

関係団体は、助成金の交付決定を受けた研修事業等について、助成金の額が変更となる場合、あらかじめ協会に変更交付申請書（様式第 2 号）を提出するものとする。

7 助成金の変更交付決定

協会は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該関係団体に通知するものとする。

8 助成金の請求及び実績報告

助成金の交付決定を受けた関係団体が、助成金を請求するときは、助成金交付請求書（様式第 3 号）及び実績報告書（様式第 4 号）に関係書類を添えて、協会に提出しなければならない。

9 助成金の交付

協会は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を関係団体に交付するものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

令和 7 年度市町関係団体研修事業等助成金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人愛媛県市町振興協会理事長 様

団 体 所 在 地

団体代表者名

㊞

令和 7 年度において『〇〇〇〇〇』を下記のとおり実施したいので、令和 7 年度市町関係団体研修事業等助成金交付要領 4 の規定により、助成金〇〇〇〇〇円を交付されるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 研修事業等の目的
- 2 研修事業等実施計画書
- 3 収支予算書
- 4 その他

様式第 2 号

令和 7 年度市町関係団体研修事業等助成金変更交付申請書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人愛媛県市町振興協会理事長 様

団体所在地

団体代表者名 印

令和 7 年度において『〇〇〇〇〇』を令和 年 月 日付け発第 号で申請し、交付決定の通知をいただいたところですが、その後、別紙「収支決算書」のとおり、「収支予算書」の額に変更が生じましたのでご報告申し上げますとともに、改めて令和 7 年度市町関係団体研修事業等助成金交付要領 6 の規定により助成金〇〇〇〇千円を交付されますよう関係書類を添えて申請いたします。

記

収支決算書（別紙様式）

様式第 3 号

令和 7 年度市町関係団体研修事業等助成金交付請求書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人愛媛県市町振興協会理事長 様

団 体 所 在 地

団体代表者名

㊞

令和 年 月 日付け指令第 号で、交付決定の通知があった令和 7 年度市町関係
団体研修事業等助成金について、令和 7 年度市町関係団体研修事業等助成金交付要領 8 の規定
により、下記のとおり請求いたします。

記

請求金額

円

(注) 貴市町の振込金融機関名、本支店名、預金種目、口座番号、口座名（フリガナ）を
お書き添えください。

令和 7 年度市町関係団体研修事業等助成事業実績報告書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人愛媛県市町振興協会理事長 様

団 体 所 在 地

団体代表者名

印

令和 年 月 日『〇〇〇〇〇』を下記のとおり実施したので、令和 7 年度市町関係
団体研修事業等助成金交付要領 8 の規定により、関係書類を添えてその実績を報告いたします。

記

1 事業の実績

2 収支決算書

3 その他

令和 7 年度長期貸付申込要領

1 貸付対象事業

貸付対象事業は、公益財団法人愛媛県市町振興協会基金等貸付細則に掲げる事業（短期貸付については、災害関連事業に限る。）のうち、愛媛県知事と協議し同意又は許可を受け、あるいは届出をしている一般会計債の事業とする。

(1) 災害時における緊急融資事業及び災害防止対策事業

- ・ 暴風、豪雨、洪水、地震等、異常な自然現象に伴う災害に関連する事業
- ・ 大規模な火災、爆発等に伴う災害に関連する事業

(2) 緊急に整備を要する施設等整備事業

- ・ 地域産業の振興に資する事業
- ・ 地域文化の振興に資する事業
- ・ 生活環境の整備に資する事業
- ・ その他緊急に整備をすることが必要と認められる事業

2 貸付条件

貸付の利率、償還方法、償還期限及び据置期間は、次のとおりである。

(1) 貸付利率

本協会基金等貸付細則附則第 2 条の規定の特例として、財政融資資金の貸付金利を基準として、理事長が定める貸付利率とする。ただし、当分の間、貸付利率は、年 0.1% 以上とする。

償還期間	据置期間	最近の貸付利率		
		R6.5	R6.3	R5.5
5 年	1 年	0.30%	0.30%	0.10%
10 年	2 年	0.40%	0.30%	0.30%
12 年	2 年	0.50%	0.30%	0.30%
15 年	3 年	0.70%	0.50%	0.30%

(2) 償還方法 半年賦元金均等償還

(3) 償還日 9 月 17 日及び 3 月 17 日

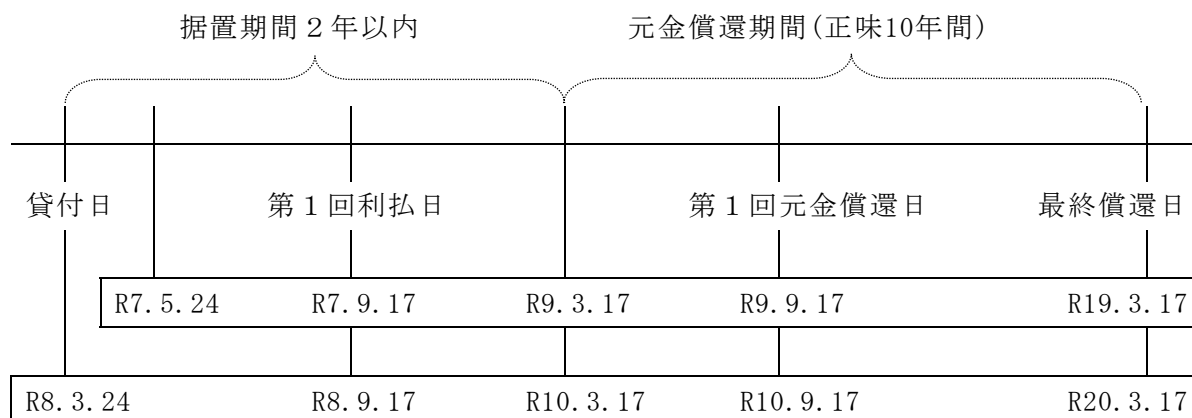
(4) 償還期間及び据置期間

- ① 5 年以内うち据置期間 1 年以内
- ② 10 年以内うち据置期間 2 年以内
- ③ 12 年以内うち据置期間 2 年以内
- ④ 15 年以内うち据置期間 3 年以内

償還期間及び据置期間は、上記のとおりとなっており、仮に満度の期間で貸付を受けるとすれば、貸付日の違いによって償還期限及び据置期間の終期

の期日が異なってくることとなりますが、本協会の長期貸付に係る元利金の払込期日（毎年9月17日及び3月17日）との関係で3月24日以外の貸付日の場合は満度の期間より短い期間となります。

【償還期間12年、据置期間2年の例】



（注）利払日と元金償還日は、当日が休日又は金融機関休業日にあたる場合は、その翌営業日とします。

3 特約条項

長期貸付には、借用証書の裏面記載のとおり、特約条項がありますので、ご承知おき下さい。

4 貸付日

令和7年度の貸付日は、令和7年5月26日及び令和8年3月24日とする。

5 借入申込書の提出

(1) 前記貸付日に借入れを希望する団体は、本協会の通知する日に借入申込書を提出してください。

(2) 借入申込にあたっては、次の書類を提出して下さい。

- ① 長期貸付借入申込書（細則：様式第1号） 1部
- ② 長期貸付事業概要調書（細則：様式第3号） 1部
※事業完了前の場合は、添付書類として出来高調書が必要
- ③ 起債同意及び許可書の写又は届出書の写 1部
※起債同意額の総額の内訳が分かる一覧表が必要
- ④ 予算書の地方債に関する部分の写 1部
地方債の総額の内訳が分かる一覧表が必要
- ⑤ 長期貸付借用証書（細則：様式第6号） 1部
- ⑥ 参考資料……写真（事業施工前、施工後）
※基金積立（造成）事業の写真は不要です。

6 借入申込書類作成上の留意事項

借入申込書類の作成にあたっては、別紙提出書類記載例を参照して下さい。

7 送金

本協会は、貸付日に伊予銀行愛媛県庁支店から、口座振替の方法により、各借入団体の指定した金融機関の被振込口座に送金します。

8 元利金払込

長期貸付に係る元利金の払込については、その払込期日の1週間前までに元利金払込通知書を送付します。元利金払込通知書には払込金額、期日及び払込指定銀行名等が記載してありますので、これによって指定された銀行に払込んで下さい。

なお、本協会の長期貸付に係る元利金の払込期日は、本協会資金にあつては毎年9月17日及び3月17日と定められておりますが、当日が休日又は金融機関休業日にあたる時は、その翌営業日に払込まれても延滞とはなりません。（ただし、翌営業日には着金のこと。）

9 償還年次表

(1) 償還年次表は、本協会が作成して別途送付します。

(2) 償還年次表の作成要領は、次のとおりです。

【例】

- ① 借入金額 100,000,000円
- ② 利率 年0.3%
- ③ 借入年月日 令和8年3月24日
- ④ 償還期間 12年（うち据置2年以内）
- ⑤ 元利金の支払方法及び期日 半年賦元金均等償還の方法により毎年度9月17日及び3月17日に支払う
- ⑥ 据置期間中の利子額
- (ア) 第1期の利子額

第1期に支払われる利子額は、第1期利子支払期日の直前の利子支払期日に該当する日の翌日から第1期利子支払期日までの日数に応じて年利率0.3%の割合による日割計算で算出される。

すなわち

$$\text{元金} \times \frac{\text{年利率}}{2} \times \frac{\text{借入日の翌日から第1期利子支払期日までの日数}}{\text{第1期利子支払期日の直前の利子支払期日に該当する日の翌日から第1期利子支払期日までの日数}}$$

これを【例】の場合について計算すると次のようになる。

$$100,000,000\text{円} \times \frac{0.003}{2} \times \frac{177 \text{ (令和8年3月25日から令和8年9月17日までの日数)}}{184 \text{ (令和8年3月18日から令和8年9月17日までの日数)}}$$

(イ) 第2期～第4期の利子額

$$100,000,000\text{円} \times \frac{0.003}{2} = 150,000\text{円}$$

- ⑦ 毎期の償還元金 借入金額を元金償還期数で除して算出する。
100,000,000円 ÷ {(12-2) × 2} = 5,000,000円
- ⑧ 未償還元金 借入金額から毎期の償還元金を順次差引いて算出する。
- ⑨ 毎期の利子額 前期末未償還元金 × $\frac{0.003}{2}$
- ⑩ 毎期の償還元利金 毎期の償還元金と利子額を合計したものである。

(毎期の利子額については、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」第2条第1期の規定により、円未満の端数を切り捨てる。)

10 提出書類記載例

長期貸付借入申込書（細則：様式第1号）

長期貸付借用証書（細則：様式第6号）

資金区分		全国協会資金
		愛媛県協会資金

該当資金欄に○印を記入して下さい。

※令和 年 月 日 受付
※R / - -

様式第1号

長期貸付借入申込書

1	借入金額	金 10,000,000円也				
2	資金の用途	○○○○事業				
3	借入条件	<table><tr><th>借入期間</th><th>利率</th></tr><tr><td>○年（うち据置期間年 ○年以内）</td><td>パーセント</td></tr></table>	借入期間	利率	○年（うち据置期間年 ○年以内）	パーセント
借入期間	利率					
○年（うち据置期間年 ○年以内）	パーセント					

算用数字(1.2.3...0)で改ざんの余地が生じないように記入して下さい。

貸付対象事業名を記入して下さい。

元金を償還する年数

据置の年数

4	借入希望日	令和 年 月 日
5	元利金の支払方法及び期日	半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。
6	資金の交付を受ける金融機関	金融機関名

取扱金融機関のうちから店舗を選んで記入して下さい。

捨 印

取扱金融機関に登録している口座名(フリガナ)口座番号を正確に記入して下さい。

預金種目及び口座番号
フリガナ
口座名義

同一印で鮮明に押印して下さい。

上記により、貴協会から資金の借入をいたしたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申込書類の提出日を記入して下さい。

職氏名

公益財団法人愛媛県市町振興協会

理事長 ○ ○ ○ ○ 様

印

- (注)
- ※は記入しないでください。
 - 借入金額は、算用数字(1.2.3. ...)で記入してください。
 - 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。
 - 枠外の捨印は、必ず押印してください。

資金区分		全国協会資金
		愛媛県協会資金

該当資金欄に○印を
記入して下さい。

※R

長期貸付借証書

金額	¥10,000,000. -
----	----------------

算用数字で金額
の頭に¥を入れ
て下さい。

上記金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

1 資金の用途 ○○○○事業

借入申込書と同
一です。

2 借用条件

期	間	利	率	償	還	期	限	据	置	期	限
○年(うち据置期間○年以内)		年	パ-セント	令和○年	○月	○日		令和○年	○月	○日	

借入申込書と同一で
す。

本協会分は3月17
日、全国協会分
は3月24日と記入
して下さい。
申込要領1へ
参照

3 元利金の支払方法及び期日

半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。

4 元利金の支払場所

金融機関名 ○○○○ ○○○○

借入団体が元利金を
振込む金融機関の本
支店名を記入して下
さい。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

同一印で鮮明に
押印して下さい。

職氏名

印

公益財団法人愛媛県市町振興協会

理事長 ○ ○ ○ ○ 様

- (注) 1 ※は記入しないでください。
2 金額は、算用数字(1.2.3.…)で記入してください。
3 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。
4 枠外の捨印は、必ず押印してください。

特 約 条 項

1 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

2 繰上償還

(1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

(3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。

3 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅延した場合、その額について支払期日の翌日から払込日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

4 債務引受け

借入団体は、債務引受により借入金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならないものとする。

5 報 告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合においては、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

(1) 借入団体の名称を変更した場合。

(2) 廃置分合、境界変更又は解散により借入金の債務の継承を生じた場合。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示をうけた場合。

6 調 査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実施について調査することができるものとする。

7 そ の 他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

公益財団法人 愛媛県市町振興協会

〒790-0001 松山市一番町四丁目1番地2

愛媛県自治会館 3階

電 話 (089) 941 - 7598

F A X (089) 945 - 1318